

第4章 関連法令と諸計画

1. 各種法的規制

唐古・鍵遺跡及び周辺地域には、『文化財保護法』をはじめとする以下の法令等による手続きや制限事項等があり、これに即した保存管理の方針を定める必要がある。

第4-1表 関連法令一覧

関連法令	内容
<ul style="list-style-type: none"> ・文化財保護法 ・奈良県文化財保護条例 ・田原本町文化財保護条例 	埋蔵文化財の存在が知られている土地（周知の埋蔵文化財包蔵地）で工事等をおこなう場合の届出、史跡地内の現状変更など 史跡地内の現状変更など 史跡地内の現状変更など
<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画法 ・田原本町地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例 	都市計画区域、市街化区域など
<ul style="list-style-type: none"> ・農業振興地域の整備に関する法律 ・農地法 ・土地改良法 	農業振興地域、農用地区域 農地転用の届出 農用地の改良又は保全（客土、暗きょ排水、床締）など
<ul style="list-style-type: none"> ・景観法 ・奈良県景観条例 	良好な景観の形成についての基本理念
<ul style="list-style-type: none"> ・屋外広告物法 ・奈良県屋外広告物条例 	広告塔設置の際の確認申請など
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県ため池の保全に関する条例 	ため池の禁止行為など
<ul style="list-style-type: none"> ・奈良県住みよい福祉のまちづくり条例 	公共的施設の整備基準、誘導基準 特定施設を設置（新築、改築、増築又は用途変更）する場合の届出

2. 関連する諸計画

(1) 上位計画

田原本町における上位計画である『第3次総合計画 後期基本計画』では、まちの将来像として「自然と歴史・文化が育む新しい生活拠点 たわらもと」が掲げられている。

そのなかで歴史的文化に関する施策である文化財の保存と活用における施策方針として、様々な文化財の情報を内外に発信し、文化財の保存と活用を図ることが示されている。

また快適な生活環境に関する施策である公園・緑地の整備では、唐古・鍵遺跡は史跡公園として弥生時代の風景を復元するとともに、その時代の生活を体感できる施設を目指している。

(2) 唐古・鍵遺跡周辺の諸計画

唐古・鍵遺跡周辺の諸計画について以下に整理する。

歴史の道一下ツ道

- ・ 唐古・鍵遺跡の西側には古代の「下ツ道」が位置している。古代の「下ツ道」と近世の「中街道」に由来する南北の通りは、地域の暮らしの中で熟成した趣のある通りと位置付けられている。中心市街地から唐古・鍵遺跡前までは、ウォーキングトレイル事業により快適な道として整備されている。今後は沿道住民の協力を得て地域の風情を感じさせる景観形成を図っていく。

しきのみちはせがわ展望公園とウォーキングトレイル事業

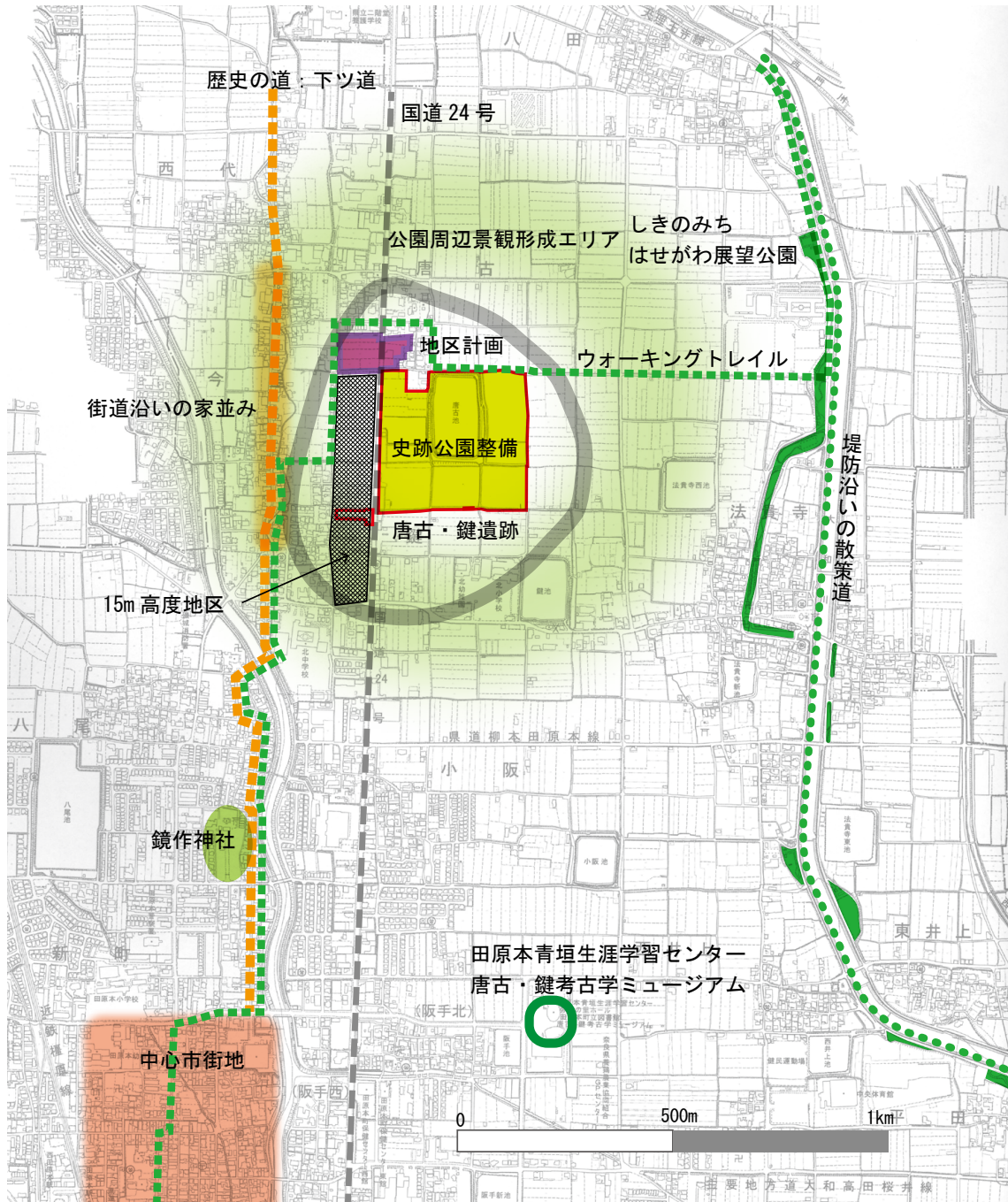
- ・ 「しきのみちはせがわ展望公園」は、第2次総合計画による広域レクリエーションネットワーク「しきのみち」構想のシンボリック事業として、平成9（1997）年度から平成13（2001）年度まで整備された河川ルート上の公園である。この公園は、初瀬川の旧河川敷を活用し川の上流である桜井市へと続くウォーキングルートの一部になっている。
- ・ また、町中心市街地にある近鉄田原本駅から、古代の「下ツ道」と近世の「中街道」に由来する南北の通りを経て、史跡地の北辺を通過し初瀬川方面まで、ウォーキングトレイル事業により快適な道が整備されている。この事業は、「大和・山の辺探訪物語」として、案内標識や休憩施設、自然と調和した素材・舗装方法による整備もされた。
- ・ 「しきのみち」は大和くんなかを代表する歴史・文化資源や景観ポイント、交流拠点等を緑と水の“みち”で結び、自然、歴史文化を活かした回遊ルートを形成することで、文化の香り高いまちづくりに生かしていくことを目的としている。

史跡公園に隣接した地区計画

- ・ 唐古・鍵遺跡に隣接している区域に、史跡公園の来訪者に対して公園と一体となって利用できる施設を地区計画により整備する。
- ・ 具体的には、体験活動の拠点となる体験学習施設や、交流・情報発信の拠点、観光サービス、駐車場といった史跡地内で設置が制限されている施設、公園利用の補完を目的とした施設が考えられる。

公園周辺の景観形成

- ・ 本町全域については、奈良県景観計画において一般区域内に位置しており、一定規模を超える建築物の建築等の行為について、景観法に基づく届出が必要となっている。
- ・ また、国道24号西側の史跡公園周辺市街化区域は、景観保全のため都市計画高度地区（勾配屋根強化型15m高度地区）に指定されている。今後も市街化調整区域を含めた広い範囲で、公園周辺の景観保全に取り組んでいくことが求められる。



第4-1図 唐古・鍵遺跡周辺のまちづくり